

知ってほしい 制度と社会資源

～高次脳機能障害者を支える社会資源～



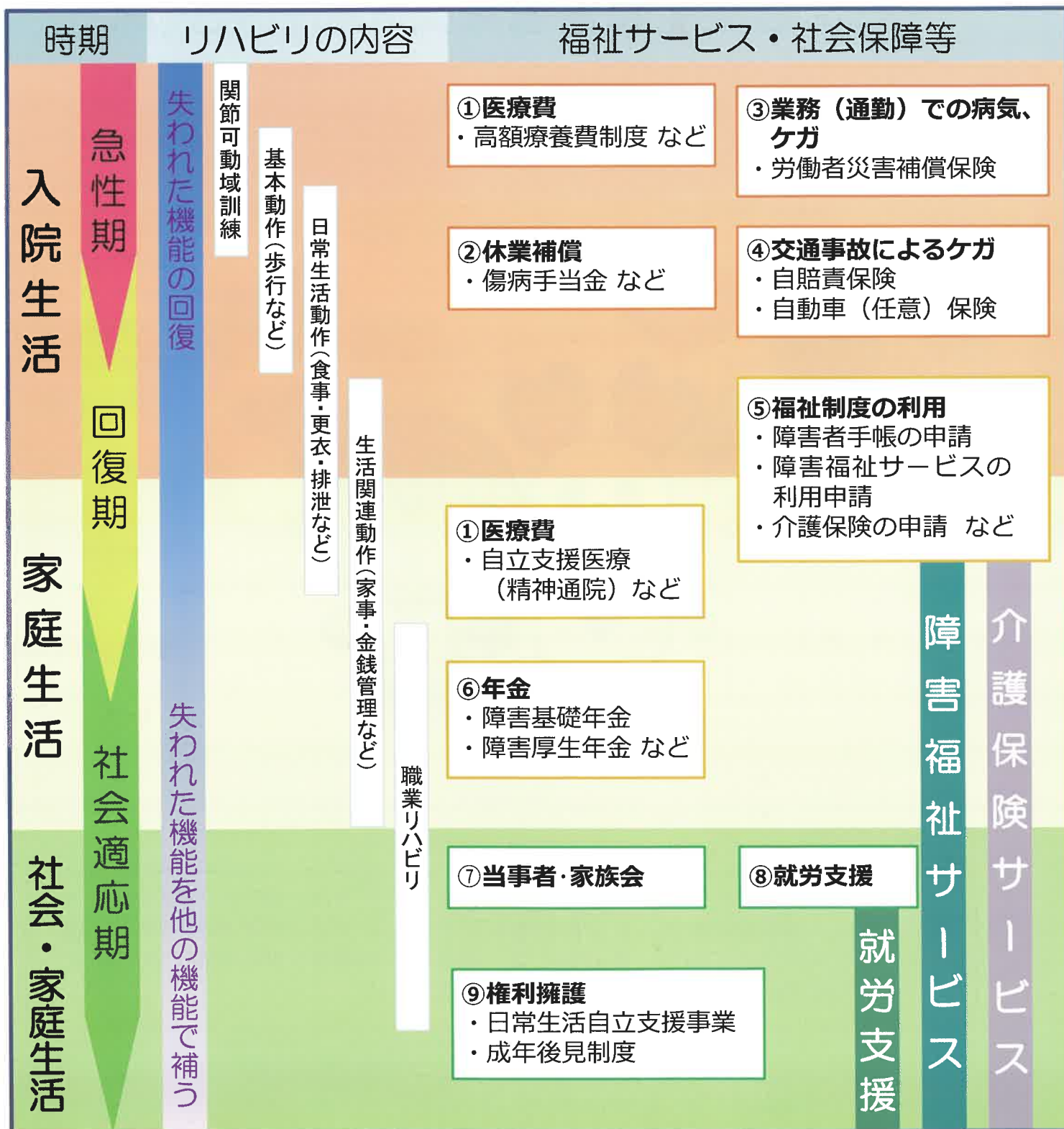
令和8年4月1日施行の「高次脳機能障害者支援法」では、障害の理解を促進するとともに、医療から生活・社会参加まで切れ目なく支援できる体制づくりを進めることが定められており、支援者には、障害特性の理解と関係機関との連携による継続的な支援体制の構築が求められています。

高次脳機能障害とは

事故や病気などによって脳が損傷を受けると、損傷した場所によってさまざまな症状が現れます。その中でも、記憶・注意・思考・行為・言語などの認知機能に障害が起きた状態を高次脳機能障害といいます。

高次脳機能障害者を支える社会資源

高次脳機能障害者は、事故や病気により病院に入院した後、いくつかの段階を経て家庭生活や社会生活に戻りますが、それぞれの段階ごとに利用できる福祉サービスや社会保障等は異なります。また、年齢や原因疾患によっても異なることがあるため、医療機関のソーシャルワーカーやお住まいの市町窓口にご相談しながら制度をうまく活用していくことが大切です。



障害福祉サービス
介護保険サービス

就労支援

① 医療費

高額療養費制度 問合せ先：公的医療保険（健康保険組合、全国健康保険協会（県支部）、市町（国保）、県後期高齢者医療広域連合、共済組合など）

月額医療費自己負担のうち、限度額を超えた分が後日の請求で戻ってくる制度です。医療費が高額になっても事前に限度額適用認定書（70歳以上75歳未満は高齢受給者証。ただし所得により同認定書が必要になる場合があります）を医療機関の窓口で提示すれば、限度額までの支払いとなります。
※限度額適用認定書の交付を受けるには、加入している公的医療保険への申請が必要です。

自立支援医療（精神通院医療） 問合せ先：市町、県精神保健福祉センター

事故や病気にとまなう精神障害により、継続的に通院治療が必要な場合、自立支援医療の申請が可能です。自己負担は原則として1割（所得に応じて上限額設定）であり、申請には主治医の意見書が必要です。



その他の制度として、重度障害者医療費助成制度（市町）、加入している健康保険組合独自の付加給付、生命保険（医療保険）による入院保障などがあります。対象や給付内容は、市町や組合、保険によって異なります。

② 休業補償

傷病手当金 問合せ先：公的医療保険（健康保険組合、全国健康保険協会（県支部）、共済組合など）

病気やケガで連続して3日以上休んだ場合、4日目から最高で1年半の間、給料の3分の2が支給されます。国民健康保険加入者は対象外です。

労働災害の場合は、労災保険が適用されます。

交通事故の場合は、加害者の自賠責保険で休業補償をしますが、過失割合によっては、健康保険を適用することもあります。



③ 業務（通勤）での病気・ケガ

労働者災害補償保険 問合せ先：会社の労務担当者、労働基準監督署

業務中の事故および通勤途上の事故等には労働者災害補償保険（労災）が適用される可能性があります。

療養給付：医療費は10割給付のため自己負担はありません。症状固定後（治癒）は支給されません。

休業給付：労災により治療中の場合には給料の8割が支給されます。

障害給付：症状固定後（概ね初診日から1年6か月後）に障害が残った場合、障害の程度により障害年金、障害一時金が支払われます。

その他：介護給付やアフターケア（症状固定後の受診に係る給付）等があります。

④ 交通事故によるケガ

自動車保険（自賠責） 問合せ先：各保険会社

<傷害の治療にかかる費用>

自動車賠償補償責任保険（自賠責）では、傷害の治療にかかる費用（医療費・休業補償・慰謝料など）について、120万円まで補償されます。

<後遺障害に対する補償>

後遺障害が残った場合、障害の程度により最高で4,000万円の賠償金が支払われます。

自動車保険（任意） 問合せ先：各保険会社

自賠責保険の限度額を超過した部分について、任意保険から賠償金が支払われます。内容は加入している保険によって異なります。

⑤ 福祉

障害者手帳 問合せ先：市町

障害者手帳は、手帳を持つ方が一定の障害にあることを証明し、定められた各種サービスを利用できるようにするものです。

身体障害者手帳

手足の麻痺や言語障害（失語）などの障害が残った場合、障害の程度により身体障害者手帳の対象となります。申請には、指定医の診断書が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

高次脳機能障害は“器質性精神障害”に該当し、障害の程度により精神障害者保健福祉手帳の対象となります。申請には、診断書が必要です。初診日から6か月以上経ってから申請ができます。

療育手帳

18歳前の受傷や発症で知的発達に障害が生じた場合、障害の程度により療育手帳の対象となります。申請後、児童相談所や知的障害者更生相談所（県障害者総合相談所）で判定を受けます。



手帳の種類や障害の程度により、各種税金や公共料金等の優遇（控除や減免）、公営住宅入居の優遇等のサービスを受けられます。また、自治体により利用できるサービスが異なりますので、詳細は市役所・町役場等にお問い合わせください。

障害福祉サービス等 問合せ先：市町

障害者総合支援法によるサービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障害の種類にかかわらず、必要な支援の度合いと本人やご家族の意向によって利用できるサービスが決定されます。高次脳機能障害の方は、障害者手帳又は診断書で申請することができます。

★自立支援給付

- ＜介護給付＞ ホームヘルプ、生活介護（通所）、短期入所、障害者支援施設（入所）など
- ＜訓練等給付＞ 就労や自立生活等に向けた訓練サービス。就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）など
- ＜自立支援医療＞ 精神科への継続通院等の医療費の支給など（①医療費を参照）
- ＜補装具費支給＞ 身体障害者の補装具購入に係る費用の支給

★地域生活支援事業

地域の特性や利用者のニーズに応じて、地域生活を支援するために市町村が行う事業です。サービスの内容や利用者負担の有無などは、実施市町によって異なります。

＜相談支援事業＞

障害のある方やご家族からの相談に応じて、各種福祉サービスの利用などについて支援を行います。

＜地域活動支援センター＞

通所による創作活動や交流の場を提供し、日中の活動場所（居場所）として利用できます。

介護保険サービス 問合せ先：市町

65歳以上（40～64歳の方は脳血管疾患などの特定疾病のある方）で要支援1又は2と認定された方は介護予防サービス、要介護1～5と認定された方は居宅サービス及び施設サービスを利用することができます。

- ＜居宅サービス＞ デイサービス、ホームヘルプ、短期入所、福祉用具貸与など
- ＜施設サービス＞ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設などへの入所
- ＜地域密着型サービス＞ グループホーム、小規模多機能型居宅介護など
- ＜介護予防（サービス・事業）＞ 地域包括支援センターが行う予防支援など



※ 障害者総合支援法と介護保険の関係

介護保険の対象となる場合には介護保険サービスの利用が優先されます。ただし、介護保険にないサービス（就労移行支援など）を利用する場合には、障害者総合支援法のサービスを利用することができます。担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）などに相談しましょう。



⑥ 年金

障害基礎年金 問合せ先：市町

年金加入者（国民・厚生・共済）が対象となります。障害の程度（1級又は2級）に応じて、支給されます。20歳前の障害の場合は、20歳から支給されます。

障害厚生（共済）年金 問合せ先：年金事務所

障害厚生（共済）年金加入者が対象となります。障害の程度（1級～3級）に応じて障害基礎年金＋上乘せ分（障害厚生年金）が支給されます。ただし、3級は障害厚生年金のみの支給となります。

なお、3級に該当しない場合でも、障害手当金（一時金）が支給される場合があります。



障害基礎年金・障害厚生年金ともに、障害が固定（概ね初診日から1年6カ月後）されてから申請します。受傷・発症時に保険料の滞納があると受給できない場合があるので良く確認しましょう。

20歳未満に初診日がある場合は、20歳到達日または障害認定日のいずれか遅い日に障害等級に該当すれば、障害基礎年金が支給されます。

⑦ 当事者・家族会

とちぎ高次脳機能障害友の会

高次脳機能障害の当事者やその家族、支援者等が集まり、談話会や学習会などの活動をしています。友の会では、障害や対応方法などの知識や情報を共有する場であると同時に、孤立感の解消やストレスの軽減等のピアサポートの場としても活用されています。



ヘルプマーク
援助が必要な方のためのマークです。

⑧ 就労支援

障害者職業センター 問合せ先：栃木障害者職業センター

障害者に対して、職業能力・適性の評価をはじめ、障害の種類・程度に応じた職業相談や就職後のアフターケアなどを行っています。また、事業主に対しては、雇用管理サポートなどを通じて障害者の採用や雇用管理に関する支援を行っています。

障害者就業・生活支援センター 問合せ先：各障害者就業・生活支援センター（県内6か所）

障害者やその家族からの就労に関する相談、障害者を雇用している事業主からの相談に応じ、就業面・生活面の一体的な支援を行っています。



「働く」ということは、社会復帰の大きな目標です。しかし、実際に就業してみると、仕事の手順を覚えられない、臨機応変に対応できないなどの問題に直面することもあります。そのため、就業先を見つけることだけでなく、安心して仕事を続けていくためにも、就労に向けた支援を利用することを検討しましょう。

⑨ 権利擁護

日常生活自立支援事業 問合せ先：とちぎ権利擁護センター（あすてらす）

高齢の方や障害のある方の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、暮らし、福祉などに関する相談に対応し、支援を行っています。

成年後見制度 問合せ先：家庭裁判所、県社会福祉協議会など

成年後見制度は、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、

どこに相談すればいいの？

障害状態や年齢、障害原因などによって利用できる制度やサービスは異なるため、まずは、医療機関のソーシャルワーカーやお住まいの市町窓口にご相談ください。

栃木県では、高次脳機能障害支援拠点機関を設置しており、高次脳機能障害者やそのご家族からの相談に応じていますので、お困りの際にはご相談ください。

また、ご本人を支えるご家族への支援もとても大切ですので、家族・当事者団体で同じ経験をされたご家族に相談してみてもいいかもしれません。

相談内容		相談窓口	連絡先
総合的な相談	(高次脳機能障害支援拠点機関)	県障害者総合相談所	028-623-6114
主に医療的な相談	(高次脳機能障害支援拠点機関)	栃木県立リハビリテーションセンター	028-623-7254
		足利赤十字病院	0284-21-0121
		国際医療福祉大学病院	0287-37-2221
		栃木県医師会塩原温泉病院	0287-32-4111
		真岡中央クリニック	0285-82-2245
精神保健福祉に関する相談		リハビリテーション花の舎病院	0280-57-1200
		県精神保健福祉センター	028-673-8785
		県健康福祉センター	最寄りの健康福祉センター
障害に関する総合的な相談 障害福祉サービス、自立支援医療、 障害者手帳、各種手当等		市役所・町役場	障害福祉担当課・保健センター
介護保険に関する相談			介護保険担当課
障害基礎年金・高額療養費に関する相談			国民年金・国民健康保険担当課
障害厚生年金に関する相談		年金事務所	最寄りの年金事務所
障害者の地域生活に関する相談		基幹相談支援センター または委託相談支援事業所	各市町の障害福祉担当課
介護保険に関する相談		地域包括支援センター	各市町の介護保険担当課
就労に関する相談		公共職業安定所（ハローワーク）	最寄りのハローワーク
		栃木障害者職業センター	028-348-3216
		障害者就業・生活支援センター	最寄りの就業・生活支援センター
学校教育に関する相談		市町教育委員会	学校教育担当課
		県総合教育センター	028-665-7210または7211
交通事故に関する相談		県広報課県民プラザ室（交通事故相談）	028-623-2188
		日弁連交通事故相談センター栃木相談所 （栃木県弁護士会）	028-689-9001
		ナスバ 交通事故被害者ホットライン	0570-000738 または03-6853-8002
成年後見制度に関する相談		宇都宮家庭裁判所	028-621-4854
		成年後見センター・リーガルサポート とちぎ支部（栃木県司法書士会）	028-632-9420
		ぱあとなあとちぎ（栃木県社会福祉士会）	028-623-0810
		栃木県弁護士会	028-689-9001
		栃木県社会福祉協議会	028-621-1234
日常生活自立支援事業に関する相談		とちぎ権利擁護センター「あすてらす」 （栃木県社会福祉協議会）	028-621-1234 または最寄りの地区センター
家族・当事者団体		とちぎ高次脳機能障害友の会	090-8726-5007 またはメール info@tochigikoujinou.sunnyday.jp



リーフレットの作成にあたり、とちぎ高次脳機能障害友の会のご協力をいただきました。

発行 栃木県障害者総合相談所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
TEL 028-623-6114 FAX 028-623-7255

栃木県高次脳機能障害支援拠点機関

検索